

令和3年度 大阪府大阪市保健医療連絡協議会 議事概要

日 時：令和4年1月27日（木）午後2時から4時00分

開催方法：Microsoft Teams によるオンライン開催（事務局・傍聴等：大阪市役所P1会議室）

出席委員：29名（委員総数34名）

（中川委員、梅垣委員、宮田委員、中島委員、鈴木委員、勝田委員、松本委員、二木委員、生駒委員、藤井委員、吉井委員、嶋津委員、加納委員、瀧藤委員、澤委員、谷岡委員、永岡委員、高井委員、中尾委員、北垣委員、谷澤委員、三嶋委員、大道委員、高澤委員、片桐委員、中喜多委員、吉田委員、寺澤委員、片桐委員）

■議題1 令和3年度「地域医療構想」の取組みと進捗状況について

資料に基づき、大阪府健康医療部保健医療室保健医療企画課から説明

【資料1】令和3年度「地域医療構想」の取組と進捗状況

【資料5】二次医療圏における各医療機関の診療実態

【資料5】（別添）大阪市二次医療圏における各医療機関の診療実態

【参考資料1】過剰な病床の状況

【参考資料2】医療法上の過剰な病床の状況

【参考資料3】地域医療構想に関する各種データHP公表について

【参考資料4】重点支援区域について

【参考資料5】病床機能の再編支援について（申請病院一覧）

【参考資料6】医師の働き方改革について

【参考資料7】小児医療提供体制の検討について

（質問・意見）なし

■議題2 基準病床数の見直しの検討について

資料に基づき、大阪府健康医療部保健医療室保健医療企画課から説明

・来年度も引き続き見直しを検討することとなった。

【資料2】令和3年度基準病床数の見直しの検討について

（質問・意見）なし

■議題3 令和3年度大阪市二次医療圏「地域医療構想」の進捗状況について

資料に基づき、大阪市健康局から説明

・医療法人榊原クリニックの病床機能再編支援事業については合意となった。

【資料3】令和3年度大阪市二次医療圏「地域医療構想」の進捗状況

（質問・意見）なし

■議題4 令和3年度大阪市二次医療圏における各病院の今後の方向性について

・令和3年度病院プラン調査結果の概要について

・令和3年度病院連絡会の結果（概要）について

・令和3年度医療・病床懇話会における意見の報告について

・非稼働病床の現況について

資料に基づき、大阪市健康局から説明

・医誠会新病院が計画している過剰病床機能の転換を伴う病院プランについては合意できず、次年度も医誠会病院については継続協議となった。大阪府医療審議会においても昨年度に引き続き今年度も継続協議病院として報告のうえ、審議することとなった。

・医誠会新病院以外の各病院の今後の方向性について、協議の結果、各病院のプランについては合意となった。

・大阪市を重点支援区域としては申請しないこととなった。

【資料4-1】令和3年度病院プラン調査結果の概要

【資料4-2】令和3年度病院プラン各医療機関別一覧

【資料6】非稼働病床の現況について

【資料7】令和3年度大阪府大阪市病院連絡会結果（概要）

（質問）

継続協議となっている医誠会病院について、昨年度の大阪府医療審議会にて、過剰な医療機能への転換の中止命令ができる「医療法第30条の15」は、病床機能報告にある既存病院を対象としており、統合後新規開設扱いとなる医療法人医誠会新病院には適用できず、文書での指導を行ったと大阪府から説明があった。一方で昨年5月に大阪市が病院の開設許可を出しているが、そのことについて説明していただきたい。

（大阪市の回答）

- ・昨年4月に開設許可申請があり、許可を出すにあたり、大阪府に地域医療構想について合意照会したところ、「同意する」と回答があった。
- ・保健所として、書類上に問題がなければ、医療法に基づき開設許可を与えなければならないため、昨年5月に開設許可を出した。

（大阪府の回答）

- ・開設許可の同意にあたっては、地域医療構想に合致している、していないの視点で判断するものではない。構造設備の基準等に合致しているか、いないかで判断し、同意したものである。

（質問）

- ・病院から開設許可申請があった際に、「医療法第7条の5項」に基づき、不足する医療機能に係る医療を提供する条件を開設許可に付与すべきではなかったのか。

（大阪府の回答）

- ・「知事権限の行使の流れ（資料1、スライド18）」について説明。
- ・知事権限の行使については、厚生労働省の見解や法的な観点も整理した上で判断した。
- ・医療法第30条の15「過剰な医療機能への転換の中止等」については、厚生労働省により、医療法人医誠会のように再編統合する場合は新規開設となることから、適用できないとの見解が示された。
- ・医療法第7条第5項「不足する医療機能に係る医療を提供する条件を開設許可に付与」については、弁護士等に相談したところ、大阪府内で新規開設や移転、統合再編など、様々な開設許可が出される中で、また、これまで開設許可に条件付与とした事例がない中で、回復期病床を担う医療法人医誠会に条件付与するのは、公平性の観点から説明が難しくなるとの見解が示された。
- ・以上より、大阪府としては、医療法に基づく知事権限の行使は難しいが、過剰病床への転換については地域医療構想の推進に反するため、文書指導を行うとの判断に至った。引き続き、指導していく。

（意見）

- ・医誠会新病院の過剰病床への転換については、地域医療構想の内容に反している。
- ・「急性期一般入院基本料1」で算定する病床を回復期機能とすることについては整合性がとれていない。
- ・医誠会新病院の再編統合については新規開設となり、医療法第30条の15による知事権限の行使はできないとのことであるが、大阪府医療対策協議会では新病院も既存病院の継続病院として位置づけ、臨床研修病院の指定継続が検討されている。ダブルスタンダードの対応をとるのではなく、新規開設病院として統一した対応を行うことが当然ではないか。

「非稼働病床の状況について」の確認

（質問・意見）なし

「重点支援区域について」の確認
(質問・意見) なし

■議題5 地域医療への協力に関する意向書の提出状況について

資料に基づき、大阪市健康局から説明

【資料 9】「地域医療への協力に関する意向書」提出状況(診療所新規開設者)

【資料 10】「医療機器の共同利用に関する意向書」提出状況(医療機器新規購入・更新者)

(質問・意見) なし

■議題6 大阪市二次医療圏における第7次医療計画の中間評価について

資料に基づき、大阪市健康局から説明

【資料 11】第7次大阪府医療計画中間評価(大阪市二次医療圏)

(質問・意見) なし

■議題7 地域医療介護総合確保基金事業(医療分)について

【資料 12】地域医療介護総合確保基金事業(医療分)について

(質問・意見) なし

■議題8 その他

○地域医療連携推進法人の認定について

資料に基づき、大阪府健康医療部保健医療室保健医療企画課医事グループ、
大阪市健康局から説明

- ・地域医療連携推進法人の認定については、「申請法人は、本協議会の求めに応じ、その活動状況等を報告すること」を条件とし、認定に同意となった。

【資料 13】医療法第70条の2の規定による地域医療連携推進法人の認定申請にかかる「医療連携推進方針」に対する意見について

(質問)

大阪府大阪市医療・病床懇話会で、名称を「淀川」とするのは広域的すぎるのではないかと意見があったが、調整等は行ったのか。

(大阪府の回答)

名称についてはすでに法人登記されており、医療・病床懇話会の中、申請法人代表の千船病院より、「今のところ西淀川区の施設のみであるが、いずれは広域的にできればと考えている」と説明されていた。

(意見)

- ・名称等について、事前に地域に相談せず、事後に報告するという事は、行政と地域の連携が取れていないということであり、改めていただきたい。

○地域保健医療推進懇話会・保健医療協議会の開催状況について

資料に基づき、大阪市健康局から説明

【資料 14】令和3年度地域保健医療推進懇話会・保健医療協議会の開催状況について

(質問・意見) なし

○大阪市域における傷病者の搬送及び受入れの実施基準にかかる「医療機関リスト」の更新について

資料に基づき、大阪市健康局から説明

【資料 15】大阪市域における傷病者の搬送及び受入れの実施基準にかかる「医療機関リスト」

(質問・意見) なし

終了